中央イベント広場　キッチンカー出店等に関する注意事項

(1)衛生管理には十分に注意を払い、万が一食品衛生法に基づく規制に係る違反等が発生した場合は、全て出店者の負担と責任において対処してください。

また、販売に係る問題が発生した場合、出店者が責任を持って対応してください。

　(2)販売飲食物は、法令や保健所の指示に従ったものを提供してください。

(3)キッチンカー以外での調理行為は禁止です。

(4)簡易テント等による出店は、以下の条件を満たすこととします。

①販売飲食物は、調理行為が生じないものに限ります。

②取り扱い飲食物は、独立された調理場を持つ店舗として、保健所の営業許可を持ち、その店舗内の調理場にて調理、容器詰めされたものをその店舗の従業員に限って販売できるものとします。

③販売物には必要な食品表示（名称、原材料、消費期限、保存方法、製造者等）を行ってください。

　(5)販売飲食物の取り扱い内容やその他ご不明な点は、前橋市保健所へ確認してください。

前橋市保健所 衛生検査課 食品衛生係　TEL027-220-5778

　(6)新型コロナウイルス感染症防止対策として、スタッフの体調管理を行うとともに、マスクの着用、アルコール消毒液の設置及び手指消毒や販売場所周辺の衛生管理を徹底してください。

　(7)購買者の間隔を2m以上確保できるよう、目印等のマーキングによる対策を講じてください。また、広場内休憩テーブル等を購買者が占用するなど、長時間の密にならないよう配慮してください。

　(8)BGM等での音響使用時は、周辺住民や商店街及び病院等に配慮し、音量に注意してください。状況により、音響の使用を中止させていただく場合があります。

　(9)出店に伴い発生したゴミは、出店者の責任で適切に管理、処分してください。

　(10)パラソル、テント、表示板等の風対策（縛る、重しを置く等）を責任もって行い、事故防止に努めてください。